

一般社団法人日本家政学会 中国・四国支部規約

本支部規約は、一般社団法人日本家政学会定款を基にして定める。

(名称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本家政学会中国・四国支部と称する。

(目的)

第2条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(会員)

第4条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。

(事務所)

第5条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1名
常任幹事	11名
機関幹事	30～40名
庶務幹事	1～2名
会計幹事	1～2名
監事	2名

(役員を選出)

第7条 支部役員を選出は、次によって行う。

- (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。
- (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。
- (3) 機関幹事は、各機関において選出する。

(役員職務)

第8条 支部役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
- (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
- (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
- (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
- (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし同じ役職を3期以上つづけることはできない。機関幹事については、継続就任の制限を設けない。支部役員就任時期は、本部役員就任に準ずる。
2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(会議)

第11条 1. 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。
2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。

(会計)

第12条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。
2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(規程の改正)

第15条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

1. この規約は、昭和57年5月23日から施行する。
2. 改正
昭和59年 5月27日
平成11年10月 3日
平成16年10月 3日
平成22年10月10日
平成24年10月 7日
平成29年10月 1日
3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。